

第 6 6 号議案

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

「芦屋市留守家庭児童会」の名称を「芦屋市放課後児童クラブ」に変更するとともに、入会資格を小学校に在学している全ての児童に拡大するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

芦屋市留守家庭児童会条例（平成15年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>芦屋市放課後児童クラブ条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する<u>芦屋市放課後児童クラブ</u>（以下「<u>児童クラブ</u>」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業内容）</p> <p>第2条 <u>児童クラブ</u>は、遊びを通じた生活指導その他児童の健全な育成を図るため必要な事業を行う。</p> <p>（入会資格）</p> <p>第3条 <u>児童クラブ</u>に入会できる児童は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>芦屋市留守家庭児童会条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する<u>芦屋市留守家庭児童会</u>（以下「<u>児童会</u>」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業内容）</p> <p>第2条 <u>児童会</u>は、遊びを通じた生活指導その他児童の健全な育成を図るため必要な事業を行う。</p> <p>（入会資格）</p> <p>第3条 <u>児童会</u>に入会できる児童は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) （略）</p>

改正後	改正前
<p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又はこれに準ずる学校に在学していること。</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 市長は、前項に定める児童のほか、特に必要があると認められた児童を<u>児童クラブ</u>に入会させることができる。 （入会申請及び許可）</p> <p>第4条 児童を<u>児童クラブ</u>に入会させようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に入会の申請を行い、その許可を受けなければならない。 （許可の取消し等）</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会の許可を取り消し、又は出席を停止させることができる。 (1)～(4) （略）</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が<u>児童クラブ</u>の運営上支障があると認めるとき。</p>	<p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又はこれに準ずる学校の<u>第1学年から第4学年までに</u>在学していること。</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 市長は、前項に定める児童のほか、特に必要があると認められた児童を<u>児童会</u>に入会させることができる。 （入会申請及び許可）</p> <p>第4条 児童を<u>児童会</u>に入会させようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に入会の申請を行い、その許可を受けなければならない。 （許可の取消し等）</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会の許可を取り消し、又は出席を停止させることができる。 (1)～(4) （略）</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が<u>児童会</u>の運営上支障があると認めるとき。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又はこれに準ずる学校に在学することとなる者に係るこの条例による改正後の芦屋市放課後児童クラブ条例第4条の許可に係る手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

参 照

芦屋市留守家庭児童会条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

「芦屋市留守家庭児童会」の名称を「芦屋市放課後児童クラブ」に変更するとともに、入会資格を小学校に在学している全ての児童に拡大するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 「芦屋市留守家庭児童会」の名称を「芦屋市放課後児童クラブ」に変更する。
(題名, 第1条から第5条まで関係)
- (2) 芦屋市留守家庭児童会の入会資格のうち, 在学に関する要件を小学校に在学している(現行は第4学年まで) こととする。(第3条関係)

3 施行期日等

- (1) 平成31年4月1日。ただし, 3(2)は, 公布の日
- (2) 施行日において小学校に在学することとなる者に係る芦屋市放課後児童クラブの入会の許可に係る手続は, 施行日前においても行うことができる。